

支 払 基 金
平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

医薬品マスターの改定について

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日付け厚生労働省告示第 4 4 9 号及び同第 4 5 0 号に基づき医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、当該告示は平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日から適用のため、医薬品マスターの「変更年月日」欄を「2 0 1 4 1 1 2 8」に設定し収載しております。